

一九八九年出土の木簡

概要

本号には、昨年度研究集会で一九八九年木簡出土遺跡として報告されたものの大半と、その後八九年度末までに新たに木簡が出土した遺跡等、四七遺跡について、その木簡出土状況を掲載することができた。いつものことながら、発掘調査や遺物の整理などで多忙をきわめておられるなか、ご協力いただき、貴重な報告をお寄せいただいた関係機関ならびに調査担当者・執筆者の方々に厚くお礼申し上げますと共に、今後とも変わらぬご協力をお願いする次第である。

本号に掲載した木簡出土遺跡及び出土木簡の点数等は別表の通りである。古代の木簡を出土した遺跡が過半を占めるが、例年のように、時代的には古代から近世まで、地域的には東は岩手・秋田県から西は山口県まで、本州各地の多様な遺跡からの木簡出土が報告されている。しかもこれまであまり木簡が出土しなかった関東地方の東京と群馬、それに福島で出土が報告されたことは、今後この地方でも出土例が増加することに期待を持たせるものである。

今回掲載の木簡を概観して、いくつか目についたことにふれてみよう。一つは、一〇号、一一号で報告した成果に引続き、平城宮の長屋王邸宅跡及びその周囲の遺跡から、大量に木簡が出土したことである。邸宅内では、一一号で報告した大量の家政機関に係る木簡（長屋王家木簡）が出土した溝の続き部分から、やはり同じ性格の木簡が見つかっている。そのなかでも北宮苑の荷札が数点まとまって出土したことが注目されよう。

またこれも既に一部は前号で報告しているところであるが、邸宅北側を走る二条大路上の南北両側の路肩に掘られた東西溝から出土した木簡（二条大路木簡）は、長屋王没後の当該地の性格を物語る史料としてきわめて注目されるところである。今回は南側の溝とともに、新たに北側の溝出土の木簡も合わせて報告している。それにより、王邸の北側にあたる左京二条二坊五坪には、天平年間に藤原麻呂が居住していたと推定されている。さらに、東二坊坊間路の西側溝から出土した和銅八年の計帳の軸は、計帳の京進・郷里制の施行時期などに関わる新史料であり論議を呼ぼう。

八九年度で長屋王邸宅跡関係の発掘は、一応終了した。しかし出

木簡出土遺跡一覧

遺 跡 名	所 在 地	点 数	木簡の年代	遺跡の性格
平城京跡				
東二坊二条大路	奈良県奈良市	約40,000	古 代	都 城
東二坊坊間路西側溝	"	210	"	"
左京三条二坊八坪	"	約750	"	"
左京二条二坊五坪	"	2	"	"
左京三条二坊一坪	"	19	"	"
左京二条四坊十一坪	"	22	"	"
○薬師寺	"	2	近 世	寺 院
※ 西大寺	"	1	"	"
藤原宮・京跡				
南面西門地区	奈良県橿原市	20	古 代	宮殿・官衙
右京七条一坊	"	24	"	都 城
山田寺跡	奈良県桜井市	51	"	寺 院
※ 上之宮遺跡	"	1	"	居 館 跡
○飛鳥京跡	奈良県明日香村	1,082	"	宮殿・官衙
長岡京跡(1)	京都府向日市	5	"	都 城
○ " (2)	京都府長岡京市	17	"	"
○ " (3)	京都府京都市	約3,800	"	"
平安京跡				
○ 左京三条三坊十六町	"	9	近 世	都 市
○ 西市外町	"	4	古 代	都 城
右京六条一坊十三町	"	2	古代～近世	"
右京七条二坊十四町	"	1	古 代	"
○久田美遺跡	京都府舞鶴市	7	中世～近世	集 落
大坂城跡(1)	大阪府大阪市	4	近 世	城郭・都市
" (2)	"	14	"	"
○ " (3)	"	28	"	"
※ 上清滝遺跡	大阪府四条畷市	19	古代～中世	集 落
※ 日置荘遺跡	大阪府堺市	3	中 世	"
※ 上町遺跡	大阪府泉佐野市	1	"	"
小曽根遺跡	大阪府豊中市	3	"	"
※ 森北町遺跡	兵庫県神戸市	2	古 代	"
但馬国分寺跡	兵庫県日高町	6	"	寺 院
※ 砂入遺跡	兵庫県出石町	1	"	祭 祀
※ 嶋遺跡	"	1	古代～中世	散 布 地
※○山国・源ヶ坂遺跡	兵庫県社町	2	"	集 落
※ 上滝野・宮ノ前遺跡	兵庫県滝野町	6	古 代	官 衙
清洲城下町遺跡	愛知県清洲町	200以上	中 世	城郭・都市
※ 川合遺跡八反田地区	静岡県静岡市	1	古 代	官 衙
※ 多摩ニュータウン遺跡群	東京都八王子市	4	"	集 落
西河原森ノ内遺跡	滋賀県中主町	10	"	集落・官衙
※ 木部遺跡	"	1	"	集 落
※ 虫生遺跡	"	1	"	"
※ 筑摩佃遺跡	滋賀県米原町	2	"	遺物包含層
※○国分境遺跡	群馬県群馬町	1	"	集 落

1989年出土の木簡

※ 門田条里制跡	福島県会津若松市	1	〃	条里跡
胆沢城跡	岩手県水沢市	2	〃	城柵・官衙
秋田城跡	秋田県秋田市	200以上	〃	〃
辻遺跡	富山県立山町	2	〃	河川
※ 寺前遺跡	新潟県出雲崎町	3	中 世	集落
※ 天神山遺跡	鳥取県鳥取市	2	〃	城郭
百間川原尾島遺跡	岡山県岡山市	5	〃	集落
草戸千軒町遺跡	広島県福山市	23	〃	〃
周防国府跡	山口県防府市	1	古 代	官 衙

※は木簡新出土遺跡 ○は1988年以前出土遺跡

土した膨大な量の木簡の整理・保存という仕事はまだこれから何年もの長期間を要する。いままで経験したことのないこの事態は、木簡の発掘・研究史にとって一つの画期であるとともに、遺跡の保存についても大きな問題を投げかけた。木簡学会としてもこれに注意を払い続ける必要がある。昨年度の総会で、木簡の保存・整理・公開の体制の充実、及び二条二坊五坪を含む東院南方遺跡の保存を関係機関に要望したことはその一つの現れである(兼報参照)。

次に、これは八八年度の出土であるが、長岡京跡の左京一条三坊六・一一町の流路から、長岡京の造営に関わる木簡が、削屑を含めて三八〇〇点も出土した。全容の解明が待たれる。

また七世紀代の木簡出土が目立

つのも今回の特徴である。桜井市の上之宮遺跡と山田寺跡で出土した木簡は、いずれも七世紀前半に属するもので、これまでにわが国で出土している木簡のなかで、最も古い時代に位置づけられる。飛鳥京跡の木簡は八五年度出土であるが、天武朝のものと見られ、大津皇子等の名を記し、帝紀・旧辞編纂との関わりが注目されるものである。中主町の西河原森ノ内遺跡の木簡については、本号掲載の山尾幸久氏の論文をあわせてお読み頂きたい。

さらに古代のものとしては、秋田城跡の外郭東門跡の近辺から二〇〇点以上の木簡の他、墨書土器、漆紙文書と、文字資料が大量に見つかっている。

中・近世の木簡では、呪符木簡が多いことは例年と同じ傾向である。もちろん古代の呪符も多数出ている。それらの出土場所を見ると、四条畷市の上清滝遺跡では、池の集水施設につけられた呪符が見つかり、岡山市の百間川原尾島遺跡の井戸からは四点の呪符が一括出土するなど、水とまじないの関わりをうかがわせる事例がいくつか報告されている。古人の精神生活の一面を物語る呪符木簡の研究には、その具体的な使われ方を探っていくことが必要であり、こうした事例の増えることが期待されよう。

毎号報告をいただく草戸千軒町遺跡では、「すま」「わかな」「あふひ」など『源氏物語』の巻名を記した札が出土し、開香札と見られている。室町時代における香道の普及を物語るものである。

またこれも例年と共通する傾向であるが、大坂城跡・清洲城下町遺跡・天神山遺跡など中・近世の城郭・城下町遺跡からの木簡出土が報告されている。そのなかには大坂の場合のように、木簡に記された人名を他の文献史料によってたどり、その居住地を特定できるようになったという成果もあり、この時代の研究にとっても木簡が威力を発揮することを示す好例となった。

さらに清洲城下町遺跡では二〇〇点以上の柿経が出土し、天神山遺跡では二点の塔婆が出ている。これらを木簡に含めるのがよいのかどうかという問題があるが、現在では間口を広くして史料の収集に当たっている。それに伴い呪符や聞香札を含め、木簡の時代も性格も広がってきているが、まだ中近世史や文化史・宗教史などは研究の手薄な分野として残っている。今後の研究の一層の進展が望まれるところである。

なお八九年あるいはそれ以前に木簡が出土したことがわかってい
る遺跡のなかで、様々な事情から今回報告を掲載できなかったもの
としては、静岡県瀬名遺跡・山形県月記遺跡^{がつき}・石川県横江荘家跡・
広島県尾道遺跡などがある。まだこの他にも、木簡が出土している
にもかかわらず、我々が掌握できていない遺跡もあろうかと思われ
る。本会では、今後ともこのような遺跡についても、できるだけ掲
載したいと考えているので、関係機関・関係者ならびに会員・読者
諸氏のご協力をお願いする次第である。

(館野和己)

凡 例

一、以下の原稿は各木簡出土地の発掘機関・担当者に依頼して、執筆していただいたものであるが、体裁および積文の記載形式等については編集担当の責任において調整した。

一、原稿の配列はほぼ奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

一、積文の漢字はおおむね現行常用字体に改めたが、「實」「證」「龍」「廣」「盡」「應」等については正字体を使用し、異体字は「井」「井」「季」「躰」等についてのみ使用した。

一、積文下段のアラビア数字は木簡の長さ・幅・厚さを示す(単位はミリメートル)。欠損している場合の法量は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。またそれぞれの発掘機関での木簡の通し番号は最下段に示した。

一、積文に加えた符号は次の通りである(六頁第1図参照)。

「」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す。

< 木簡の上端・下端に切り込みのあることを示す。

々々 抹消した文字であるが、字画のあきらかな場合に限り原字の左傍に付した。

○ 穿孔のあることを示す。